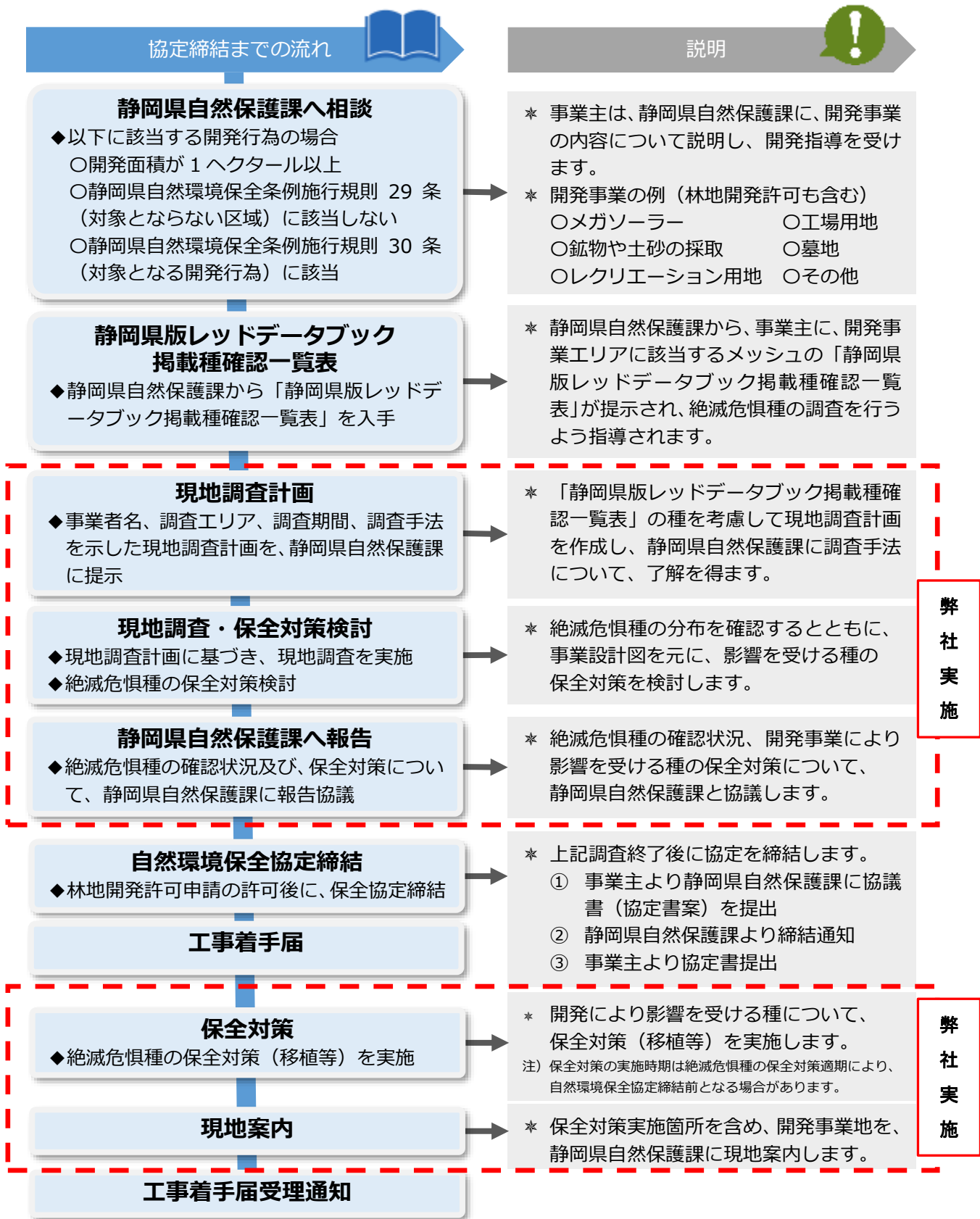


# 静岡県自然環境保全協定・林地開発許可等に係わる自然環境調査

静岡県内における一定規模以上の開発行為については、静岡県自然環境保全条例（第 24 条）に基づき、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することが求められています。

弊社は、静岡県自然環境保全協定および林地開発許可等に係わる希少野生生物調査・保全対策についての豊富な経験を活かし、事業者の皆様の円滑な事業推進をサポートします。



弊  
社  
実  
施

弊  
社  
実  
施

## ◆自然環境保全協定について（静岡県ホームページ）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/kyoutei.html>

## ◆静岡県自然環境保全条例（第24条 自然環境保全協定等）

**第24条** 知事は、自然環境の保全のため特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域、第10条第2項各号に掲げる区域その他規則で定める区域以外の区域において、宅地の造成、ゴルフ場の建設その他規則で定める開発行為であつて、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者と、自然環境の破壊の防止、植生の回復、緑地の造成その他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結するものとする。ただし、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、この限りでない。

2 知事は、前項の協定を締結したときは、その履行の確保について必要な措置を講ずるものとする。

## ◆静岡県自然環境保全条例施行規則（第29条、第30条、第31条）

### （自然環境保全協定の締結の対象とならない区域）

**第29条** 条例第24条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた市街化区域又は風致地区の区域
- (2) 森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域
- (3) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第109条第2項の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物の指定地域の区域
- (4) 静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号)第29条第1項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物の指定地域の区域
- (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区の区域
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域の区域  
(一部改正〔平成元年規則42号・12年53号・15年44号・17年33号〕)

### （自然環境保全協定の締結の対象となる開発行為）

**第30条** 条例第24条第1項の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) レクリエーション施設用地の造成
- (2) 墓地の造成
- (3) 工場用地の造成
- (4) 鉱物の掘採又は土石の採取
- (5) 前各号に掲げるもののほか、土地の形質の変更を伴う行為であつて自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為  
(全部改正〔平成12年規則53号〕)

### （開発行為の規模）

**第31条** 条例第24条第1項の規則で定める規模は、5ヘクタールとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、1ヘクタールとする。

※開発行為の規模 1ヘクタール以上 5ヘクタール未満については、絶滅危惧種(Ⅱ類以上)が確認された場合、静岡県環境保全協定の締結が求められます。